

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成29年6月9日京都市条例第7号）（消防局総務部消防団課）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公務上の災害を受けた消防団員及び消防作業に従事したこと等により災害を受けた者並びにこれらの遺族に対する損害補償における、補償基礎額の加算対象となる者の区分及び加算額を改正することとしました。

主な内容は次のとおりです。

1 補償基礎額の加算対象となる者の区分の変更

消防団員や消火協力者への損害補償額の算定の基となる、補償基礎額の加算対象となる者の区分を改正し、改正前において「子及び孫」を同区分としていたものを、改正後は「子」と「孫」の別区分とします。

2 補償基礎額の加算額の変更

補償基礎額の算定時に用いる扶養親族ごとに定められた加算額を改正します。

区 分		改 正 前	改 正 後
条例第5条第3項における号	扶養親族		
第1号	配偶者	433円	333円
第2号(注1)	子	217円	267円
第3号～第6号(注2)	孫, 祖父母等	217円	217円

注1 配偶者がいない場合の第2号「子」については、1人に限り333円（改正前は367円）。

2 配偶者及び子がいない場合の第3号～第6号「孫, 祖父母等」については、1人に限り300円（改正前は367円）。

この条例は、平成29年7月1日を施行日とし、平成29年4月1日に遡及して適用します。また、この条例の施行日の前日までの間における、適用する日以後の損害補償の額は、改正後と改正前の補償基礎額を基に算定した額のいずれか多い額とします。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年6月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第7号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第36条」を「第36条第8項」に改める。

第5条第3項各号列記以外の部分中「433円」を「333円」に改め、「第2号」の右に「に該当する扶養親族については1人につき267円（団員等に第1号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「に第1号」を「に第1号及び第2号」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）で適用日以後の期間について支給すべきもの（以下「適用日以後の損害補償」という。）について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(適用日以後の損害補償の額の特例)

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までの間における適用日以後の損害補償の額は、改正後の条例第5条第3項の規定による補償基礎額を基礎として算定した額とこの条例による改正前の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第3項の規定を適用するとした場合の補償基礎額を基礎として算定した額とのいずれか多い額とする。

(補償の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて既に支払われた年金たる損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る分に限る。）又はその他の損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）は、改正後の条例の規定による年金たる損害補償又はその他の損害補償の内払とみなす。

(消防局総務部消防団課)